



# 大津市公報

平成 25 年 3 月 29 日  
号外 (第 26 号)

発行所 大 津 市 役 所  
発行人 大 津 市  
毎月1日、15日(休日の場合は翌日)発行

## 目 次

<b>規 則</b>	
44	大津市総括安全衛生委員会設置規則..... 1
45	大津市職員の勤務時間、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則..... 2
46	大津市土地開発基金管理規則の一部を改正する規則..... 2
47	大津市福祉事務所長委任規則の一部を改正する規則..... 3
48	大津市児童福祉負担金条例施行規則の一部を改正する規則..... 3
49	大津市立障害者通所施設の管理運営に関する規則の一部を改正する規則..... 4
50	大津市社会福祉施設等整備資金貸付規則の一部を改正する規則..... 5
51	大津市介護保険条例等施行規則の一部を改正する規則..... 5
52	大津市医療費助成条例施行規則の一部を改正する規則..... 5
53	大津市地区計画等の案の作成手続に関する条例施行規則の一部を改正する規則..... 5
54	大津市開発登録簿の閲覧等に関する規則の一部を改正する規則..... 6
55	大津市生涯学習センター観覧料の徴収等に関する規則の一部を改正する規則..... 6
56	大津市非常勤消防団員等公務災害補償条例第9条の2第1項第3号の規定に基づき市長が定める施設を定める規則の一部を改正する規則..... 6
<b>告 示</b>	
59	障害者自立支援法による指定障害福祉サービス事業者の指定について..... 7
60	障害者自立支援法による指定障害福祉サービス事業者の指定の取消しについて..... 7
61	障害者自立支援法による指定一般相談支援事業者の廃止の届出について..... 7
62	障害者自立支援法による指定自立支援医療機関の指定の更新について..... 7
<b>規 則</b>	
<b>教 育 委 員 会 規 則</b>	
1	大津市子どものいじめの防止に関する条例施行規則..... 8
<b>福 祉 事 務 所 訓 令</b>	
1	大津市福祉事務所事務決裁規程の一部改正.....10

## 規 則

大津市総括安全衛生委員会設置規則を公布する。  
平成25年3月29日

大津市長 越 直 美

### 大津市規則第44号

大津市総括安全衛生委員会設置規則

(設置)

**第1条** 本市職員の健康の保持増進と安全の確保に関する対策を総合的かつ有機的に推進するため、大津市総括安全衛生委員会(以下「総括委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

**第2条** 総括委員会は、労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)の規定に基づき本市の各事業場に設置された安全衛生委員会又は衛生委員会(以下「各委員会」という。)の相互の情報交換を行うとともに、各事業場の職員の健康の保持増進及び労働災害防止のための包括的な対策その他必要な事項について調査審議する。

(組織)

**第3条** 総括委員会は、委員長及び委員をもって組織する。

2 委員長は、総務部長の職にある者をもって充てる。

3 委員長は、会務を総理し、総括委員会を代表する。

4 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代理する。

5 委員は、各委員会の委員をもって充て、及びこれらの者に対し市長が委嘱する。

(会議の招集)

**第4条** 総括委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集する。

(庶務)

**第5条** 総括委員会の庶務は、総務部職員課において処理する。

(委任)

**第6条** この規則に定めるもののほか、総括委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

#### 附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

-----  
大津市職員の勤務時間、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成25年3月29日

大津市長 越 直 美

#### 大津市規則第45号

大津市職員の勤務時間、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

大津市職員の勤務時間、休暇等に関する条例施行規則(平成7年規則第23号)の一部を次のように改正する。

第8条の4第4号中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改める。

#### 附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

-----  
大津市土地開発基金管理規則の一部を改正する規則を公布する。

平成25年3月29日

大津市長 越 直 美

#### 大津市規則第46号

大津市土地開発基金管理規則の一部を改正する規則

大津市土地開発基金管理規則(昭和45年規則第35号)の一部を次のように改正する。

第3条中「1に該当するもの」を「いずれかに掲げる事業の用に供するもの」に改め、同項各号を次のように改める。

都市計画事業

道路事業、河川事業又は公園事業

教育施設整備事業

前3号に定めるもののほか、一定期間内の事業の完成を確保するため、あらかじめ土地を取得しておく必要がある事業

第4条第2項中「勘案のうえ」を「勘案し」に、「立て」を「立てた上、第19条に定める審査会の審査を経て」に改める。

第11条第4項中「収支手続き」を「収支手続」に、「すみやか」を「速やか」に改め、同項を同条第5項とし、同条第1項から同条第3項までを1項ずつ繰り下げ、同条に第1項として次の1項を加える。

基金財産は、原則として取得日から3年以内に引渡しを行うものとする。

第15条を次のように改める。

(出納管理)

**第15条** 会計管理者は、他の会計と区分して基金に属する現金の出納を管理しなければならない。

第19条中「つど」を「都度」に改め、同条を第20条とし、第18条の次に次の1条を加える。

(土地開発基金管理審査会)

**第19条** 土地の先行取得又は売却の適否等を審査し、基金の適正な運用を図るため、大津市土地開発基金管理審査会(以下「審査会」という。)を置く。

2 審査会は、会長、副会長及び委員5人をもって組織する。

3 会長は、主管の副市長の職にある者をもって充てる。

4 会長は、会務を総理し、審査会を代表する。

5 副会長は、主管の副市長以外の副市長の職にある者をもって充てる。

6 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

- 7 委員は、技術統括監、政策調整部長、総務部長、都市計画部長及び建設部長の職にある者をもって充てる。
- 8 審査会の会議は、会長が招集し、その議長となる。
- 9 審査会の庶務は、総務部管財課において処理する。
- 10 前各項に定めるもののほか、審査会の運営その他必要な事項は、会長が審査会に諮って定める。

#### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

-----

大津市福祉事務所長委任規則の一部を改正する規則を公布する。

平成25年 3 月29日

大津市長 越 直 美

#### 大津市規則第47号

大津市福祉事務所長委任規則の一部を改正する規則

大津市福祉事務所長委任規則（昭和58年規則第35号）の一部を次のように改正する。

第 6 条第17号から第29号までの規定中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改め、同条第30号中「障害者自立支援法第54条」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第54条」に、「障害者自立支援法施行規則」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則」に改め、同条第31号から第37号までの規定中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改める。

#### 附 則

この規則は、平成25年 4 月 1 日から施行する。

-----

大津市児童福祉負担金条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成25年 3 月29日

大津市長 越 直 美

#### 大津市規則第48号

大津市児童福祉負担金条例施行規則の一部を改正する規則

大津市児童福祉負担金条例施行規則（平成12年規則第12号）の一部を次のように改正する。

第 6 条中「末日」の次に「（その日が休日等（大津市の休日を定める条例（平成元年条例第17号）第 1 条第 1 項に規定する市の休日をいう。以下同じ。）であるときは、その日後の最初の休日等でない日）」を加える。

第 7 条の次に次の 1 条を加える。

（身分証明書の提示）

**第 8 条** 第 4 条に規定する負担金の徴収に従事する職員は、当該負担金の滞納処分に関する調査のため、質問、検査又は搜索をするときは、保育料徴収職員証（別記様式）を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

別表第 3 備考第 1 項中「地方税法第292条第 1 項第 2 号」を「同項第 2 号」に改め、「第314条の 7」を「第 314条の 2 第 1 項第11号の規定にかかわらず、地方税法等の一部を改正する法律（平成22年法律第 4 号）第 1 条の規定による改正前の地方税法第314条の 2 第 1 項第11号の規定により控除すべき額を計算するものとし、地方税法第314条の 7」に改め、同表備考第 3 項第 1 号中「（昭和39年法律第129号）」の次に「第17条」を加え、「女子」を「者」に、「者の世帯及びこれに準ずる父子家庭」を「もの」に改め、同項第 2 号イ中「療育手帳制度」を「療育手帳制度要綱」に改め、同表備考第 4 項の表アの項中「定める額」の次に「（前項の規定の適用を受ける世帯にあっては、同項の規定により計算して得た額。以下この表において同じ。）」を加える。

別表第 3 の次に次の 1 様式を加える。

別記様式 ( 第 8 条関係 )

(表)

	契印	第 号	
	保 育 料 徴 収 職 員 証		
写	大津市福祉事務所		
	契印	氏 名	
真		年 月 日 生	
	年 月 日 発 行		
	大津市福祉事務所長		印

6  
セ  
ン  
チ  
メ  
ー  
ト  
ル

9 センチメートル

- (裏)
- 1 本証は、保育料の滞納処分に関する調査のため質問、検査又は捜索を行う場合には必ず携帯しなければならない。
  - 2 本証は、関係人の請求があったときは、いつでもこれを提示しなければならない。
  - 3 本証は、他人に貸与し、又は譲渡してはならない。
  - 4 身分を失ったときは、直ちに返却しなければならない。

附 則

- 1 この規則は、平成25年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の別表第 3 の規定は、平成25年度以後の年度の負担金について適用し、平成24年度までの年度の負担金については、なお従前の例による。

大津市立障害者通所施設の管理運営に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

平成25年 3 月29日

大津市長 越 直 美

大津市規則第49号

大津市立障害者通所施設の管理運営に関する規則の一部を改正する規則

大津市立障害者通所施設の管理運営に関する規則 ( 平成24年規則第63号 ) の一部を次のように改正する。

第10条第 1 項第 1 号中「大津市障害者自立支援法施行細則」を「大津市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則」に、「第13条第 3 項第 2 号」を「第13条第 2 項第 2 号」に改め、同項第 2 号中「大津市障害者自立支援法施行細則第13条第 3 項第 3 号」を「大津市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則第13条第 2 項第 3 号」に改め、同条第 2 項第 2 号中「障害者自立支援法施行令」を「障害

者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令」に改める。

**附 則**

この規則は、平成25年 4 月 1 日から施行する。

-----  
大津市社会福祉施設等整備資金貸付規則の一部を改正する規則を公布する。

平成25年 3 月29日

大津市長 越 直 美

**大津市規則第50号**

大津市社会福祉施設等整備資金貸付規則の一部を改正する規則

大津市社会福祉施設等整備資金貸付規則の一部を改正する規則（平成 3 年規則第41号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 5 号中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改める。

**附 則**

この規則は、平成25年 4 月 1 日から施行する。

-----  
大津市介護保険条例等施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成25年 3 月29日

大津市長 越 直 美

**大津市規則第51号**

大津市介護保険条例等施行規則の一部を改正する規則

大津市介護保険条例等施行規則（平成18年規則第65号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項中「30」を「40」に改める。

**附 則**

この規則は、平成25年 4 月 1 日から施行する。

-----  
大津市医療費助成条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成25年 3 月29日

大津市長 越 直 美

**大津市規則第52号**

大津市医療費助成条例施行規則の一部を改正する規則

大津市医療費助成条例施行規則（昭和49年規則第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の 2 第 2 項第 1 号中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改める。

**附 則**

この規則は、平成25年 4 月 1 日から施行する。

-----  
大津市地区計画等の案の作成手続に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成25年 3 月29日

大津市長 越 直 美

**大津市規則第53号**

大津市地区計画等の案の作成手続に関する条例施行規則の一部を改正する規則

大津市地区計画等の案の作成手続に関する条例施行規則（平成23年規則第22号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項に次のただし書を加える。

ただし、市長が添付を要しないと認めたものについては、この限りでない。

**附 則**

この規則は、平成25年 4 月 1 日から施行する。

-----

大津市開発登録簿の閲覧等に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

平成25年 3 月29日

大津市長 越 直 美

**大津市規則第54号**

大津市開発登録簿の閲覧等に関する規則の一部を改正する規則

大津市開発登録簿の閲覧等に関する規則（昭和63年規則第16号）の一部を次のように改正する。

第 7 条中「閲覧者」を「登録簿を閲覧する者（以下「閲覧者」という。）」に改め、同条に次の 1 項を加える。

- 2 閲覧者は、書類を写真又はビデオテープ（これらに準ずる方法により一定の事項を記録することができる物を含む。）に撮影、録画等してはならない。

別記様式中「大津市長 様」を「（宛先）  
大津市長」に改め、

「

登 録 番 号	第 号
---------	-----

」

を削る。

**附 則**

この規則は、平成25年 4 月 1 日から施行する。

大津市生涯学習センター観覧料の徴収等に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

平成25年 3 月29日

大津市長 越 直 美

**大津市規則第55号**

大津市生涯学習センター観覧料の徴収等に関する規則の一部を改正する規則

大津市生涯学習センター観覧料の徴収等に関する規則（平成 4 年規則第10号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項中第 1 号及び第 2 号を次のように改める。

学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する幼稚園若しくは各種学校又は児童福祉法（昭和22年法律第164号）に規定する保育所（いずれも市内に所在するものに限る。）の幼児が、当該幼稚園若しくは各種学校又は保育所の行事として観覧（プラネタリウムにあっては、科学館長が指定する番組の観覧に限る。次号から第 4 号までにおいて同じ。）する場合における当該幼児の引率者 全額

小学校（特別支援学校の小学部及び各種学校で小学校に準ずるものを含み、市内に所在するものに限る。）に在学する児童又は中学校（中等教育学校の前期課程、特別支援学校の中学部及び各種学校で中学校に準ずるものを含み、市内に所在するものに限る。）に在学する生徒が、教育課程の一環として教職員に引率されて観覧する場合における当該児童及び生徒並びにその引率者 全額

第 3 条第 1 項中第 4 号を第 6 号とし、第 3 号を第 5 号とし、第 2 号の次に次の 2 号を加える。

児童福祉法に規定する児童福祉施設（市内に所在するものに限る。）の児童（満15歳に達する日以後最初の 3 月31日を経過していない者に限る。）が当該児童福祉施設の職員に引率されて観覧する場合における当該児童及びその引率者 全額

児童クラブ（児童福祉法に規定する放課後児童健全育成事業の用に供する施設（市内に所在するものに限る。）をいう。）に通所する児童が当該児童クラブの職員に引率されて観覧する場合における当該児童及びその引率者 全額

第 3 条第 2 項中「前項第 3 号」を「前項第 5 号」に改める。

**附 則**

この規則は、平成25年 4 月 1 日から施行する。

大津市非常勤消防団員等公務災害補償条例第 9 条の 2 第 1 項第 3 号の規定に基づき市長が定める施設を定める規則の一部を改正する規則を公布する。

平成25年 3 月29日

大津市長 越 直 美

**大津市規則第56号**

大津市非常勤消防団員等公務災害補償条例第 9 条の 2 第 1 項第 3 号の規定に基づき市長が定める施設を定める規則の一部を改正する規則

大津市非常勤消防団員等公務災害補償条例第 9 条の 2 第 1 項第 3 号の規定に基づき市長が定める施設を定める規則 (平成 8 年規則第 49 号) の一部を次のように改正する。

本則第 3 号を削る。

**附 則**

この規則は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

**告 示**

**大津市告示第 59 号**

障害者自立支援法 (平成 17 年法律第 123 号) 第 29 条第 1 項の指定障害福祉サービス事業者として、次のものを指定した。

平成 25 年 3 月 29 日

大津市長 越 直 美

事業所の名称	事業所の所在地	設置者の名称	主たる事務所の所在地	障害福祉サービスの種類	指定年月日	事業所番号
資生園	大津市真野四丁目 17 番 26 号	資生園株式会社	大津市真野四丁目 17 番 26 号	就労継続支援 A 型	平成 25 年 3 月 1 日	2510101153

**大津市告示第 60 号**

障害者自立支援法 (平成 17 年法律第 123 号) 第 29 条第 1 項の指定障害福祉サービス事業者として指定したもののうち、次のものの指定を取り消した。

平成 25 年 3 月 29 日

大津市長 越 直 美

事業所の名称	事業所の所在地	設置者の名称	主たる事務所の所在地	障害福祉サービスの種類	指定取消年月日	事業所番号
メゾン大津京	大津市柳が崎 9 番 17 号	特定非営利活動法人ユニバース	京都府向日市寺戸町修理式 1 番地の 77	共同生活介護・共同生活援助	平成 25 年 3 月 31 日	2520100187

**大津市告示第 61 号**

障害者自立支援法 (平成 17 年法律第 123 号) 第 51 条の 14 第 1 項の指定一般相談支援事業者として指定した次のものから、事業の廃止の届出があった。

平成 25 年 3 月 29 日

大津市長 越 直 美

事業所の名称	事業所の所在地	設置者の名称	主たる事務所の所在地	障害福祉サービスの種類	廃止年月日	事業所番号
相談支援事業所ひびき	大津市唐崎三丁目 1 番 15 号	社会福祉法人おおつ福祉会	大津市山百合の丘 1 番 1 号	地域移行支援・地域定着支援	平成 25 年 3 月 31 日	2530100029
障がい児者相談センターみゆう	大津市一里山四丁目 27 番 35 号	社会福祉法人しが夢翔会	大津市石山千町 270 番地の 3	地域定着支援	平成 25 年 3 月 31 日	2530100011

**大津市告示第 62 号**

障害者自立支援法 (平成 17 年法律第 123 号) 第 60 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり指定自立支援医療機関の指定を更新した。

平成 25 年 3 月 29 日

大津市長 越 直 美

名 称	所 在 地	自立支援医療の種類	医療の種類	更新年月日
大津赤十字志賀病院	大津市和邇中298番地	育成医療及び更生医療	整形外科	平成25年 3 月30日
堀内歯科医院	大津市あかね町13番 5 号	育成医療及び更生医療	歯科矯正	平成25年 3 月30日
キリン薬局	大津市札の辻 3 番10号	育成医療及び更生医療	薬局	平成25年 3 月30日
洛和会訪問看護ステーション石山寺	大津市平津一丁目13番33号	育成医療及び更生医療	訪問看護	平成25年 3 月30日
医療法人華頂会琵琶湖養育院病院	大津市大萱七丁目 7 番 2 号	育成医療及び更生医療	腎臓	平成25年 3 月30日

## 規 則 教 育 委 員 会 規 則

大津市子どものいじめの防止に関する条例施行規則を公布する。

平成25年 3 月29日

大津市長 越 直 美

大津市教育委員会 委員長 本 郷 吉 洋

### 大 津 市 規 則 大津市教育委員会規則 第 1 号

大津市子どものいじめの防止に関する条例施行規則

(趣旨)

**第 1 条** この規則は、大津市子どものいじめの防止に関する条例(平成25年条例第 1 号。以下「条例」という。)の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(組織体制)

**第 2 条** 市民部文化・青少年課いじめ対策推進室(以下「いじめ対策推進室」という。)は、教育委員会事務局学校安全推進室(以下「学校安全推進室」という。)との連携の下、条例に基づく本市のいじめの防止に係る総合的な調整、いじめに関する情報の一元管理等を担うものとする。

2 条例第11条に規定するいじめ(いじめの疑いを認めた場合を含む。以下同じ。)に関する相談等(以下「相談等」という。)への対応及び相談等のあったいじめに関する調査、審査又は関係者との調整(以下「調査等」という。)に関する事務を処理させるため、いじめ対策推進室に相談調査専門員を置く。

3 相談調査専門員は、前項に規定する事務に関し専門的な知識又は経験を有する者のうちから市長が委嘱する。

4 相談調査専門員は、正当な理由なく、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(相談等の報告等)

**第 3 条** 職員(市立学校の職員を除く。)は、職務上においていじめを認知し、又はいじめの相談等を受けたときは、市長の補助機関にあってはいじめ対策推進室に、教育委員会の補助機関にあっては学校安全推進室に、それぞれ直ちに報告するものとする。

2 市立学校の職員は、いじめを認知し、又はいじめの相談等を受けたときは、直ちに当該いじめに係る事実を把握し、及び子どもに対する必要な支援その他の措置を講じるとともに、学校安全推進室に速やかに報告するものとする。

3 学校安全推進室は、前 2 項の報告を受けたときは、速やかにいじめ対策推進室に報告するとともに、必要な措置を講じるものとする。

4 いじめ対策推進室は、いじめの相談等を受けたとき、又は第 1 項若しくは前項の報告があったときは、条例第14条第 1 項に規定する大津の子どもをいじめから守る委員会(以下「委員会」という。)に随時報告するものとする。

(身分証明書の携帯)

**第 4 条** 委員会の委員及び相談調査専門員は、調査等を行う場合には、委員にあっては様式第 1 号、相談調査専門員にあっては様式第 2 号による身分証明書を携帯し、関係者等に提示するものとする。

(委員会の組織)

**第 5 条** 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、副委員長がその職務を代理する。

(委員会の会議)



**第 6 条** 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員（委員長を含む。以下同じ。）の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決する。

4 委員会は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

5 会議は、非公開とする。ただし、大津市情報公開条例（平成14年条例第14号）第 7 条各号に掲げる情報が含まれない事項について審議する場合において、委員長が認めたときは、会議を公開することができる。

（委員会の庶務）

**第 7 条** 委員会の庶務は、いじめ対策推進室において処理する。

（その他）

**第 8 条** この規則に定めるもののほか、条例の施行に関し必要な事項は、市長及び教育委員会が別に定める。

**附 則**

この規則は、平成25年 4 月 1 日から施行する。

**様式第 1 号**（第 4 条関係）

（表）

5.4  
セ  
ン  
チ  
メ  
ー  
ト  
ル

写真	大津の子どもをいじめから守る委員会 委員	
	身分証明書 第	号
	氏 名	
生年月日		年 月 日
<p>上記の者は、大津市子どものいじめの防止に関する条例第14条第 1 項に基づき大津の子どもをいじめから守る委員会委員であることを証する。</p> <p>なお、本証の有効期限は、 年 月 日までとする。</p> <p>年 月 日</p> <p style="text-align: right;">大津市長 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">印</span></p>		

8.5 センチメートル

（裏）

大津市子どものいじめの防止に関する条例（抜粋）

**第14条** 市は、相談等を受けたいじめ（いじめの疑いを認めた場合として相談等をされたものを含む。以下この条において同じ。）について、必要な調査、調整等を行うため、市長の附属機関として、大津の子どもをいじめから守る委員会（以下「委員会」という。）を置く。

様式第 2 号 ( 第 4 条関係 )

( 表 )

5.4 センチメートル

写真	大津市 いじめ対策推進室 相談調査専門員
	身分証明書 第 号
	氏 名
	生年月日 年 月 日
<p>上記の者は、大津市子どものいじめの防止に関する条例施行規則第 2 条第 2 項に基づく大津市いじめ対策推進室相談調査専門員であることを証する。          なお、本証の有効期限は、 年 月 日までとする。</p>	
年 月 日	大津市長 <span style="float: right;">印</span>

8.5 センチメートル

( 裏 )

大津市子どものいじめの防止に関する条例施行規則 ( 抜粋 )

( 組織体制 )

**第 2 条**

2 条例第 11 条に規定するいじめ ( いじめの疑いを認めた場合を含む。以下同じ。 ) に関する相談等 ( 以下「相談等」という。 ) への対応及び相談等のあったいじめに関する調査、審査又は関係者との調整 ( 以下「調査等」という。 ) に関する事務を処理させるため、いじめ対策推進室に相談調査専門員を置く。

福 祉 事 務 所 訓 令

大津市福祉事務所訓令第 1 号

大津市福祉事務所事務決裁規程 ( 昭和 59 年福祉事務所訓令第 1 号 ) の一部を次のように改正する。

平成 25 年 3 月 29 日

大津市福祉事務所長 鷲 見 徳 彦

別表第 2 号の表障害福祉課の部 5 の款中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改める。

附 則

この訓令は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。